

会 議 録

会議の名称	平成28年度 第2回桶川市いじめ対策委員会
開催日時	平成28年11月25日(金) (開会)午後1時30分・(閉会)午後3時
開催場所	桶川市役所仮設庁舎会議室303
出席委員	5名
欠席委員	0名
事務局職員	2名
議題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 教育部次長あいさつ</li> <li>3 協議             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 桶川市のいじめに係る現状</li> <li>(2) 緊急対応マニュアルの策定</li> <li>(3) その他</li> <li>(4) 平成28年度の予定</li> </ol> </li> <li>4 閉会</li> </ol>
配付資料	<p>次第 桶川市のいじめに係る現状 重大事態に係る調査について(案) 平成28年度の予定(案)</p>

議事の内容	<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ 教育部次長</p> <p>3 協議</p> <p>(1) 桶川市のいじめに係る現状</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事務局が資料に基づき、本市のいじめに係る現状について報告した。</li> </ul> <p>委員：小学校7校のうち、いじめを認知した学校は3校。その3校が15件のいじめを認知したとすると、あとの4校でのいじめ認知はゼロということか。</p> <p>事務局：そのとおり。</p> <p>委員：相当偏っている気がする。私は桶川市内の小学校の状況を知らないが、小学校によって、荒れている学校やそうでない学校があるのか。それとも認知していないだけで本来はあるのではないかと考えられるのか教えてほしい。</p> <p>事務局：荒れているという判断もあるかもしれないが、本資料は、子供が回答したアンケートに基づくものである。子供によっては訴えを書けないということもあるだろうし、純粋にないという場合もあると思う。一概に申し上げることは難しいが、訴えがあり、それを面談等で確認した結果、いじめと認知した件数が3校で15件ということである。あとの学校については、訴えがあったが確認した結果、いじめではないと判断した場合もあるのではないと思う。</p> <p>委員：了解。</p> <p>委員：国は、認知数の多い学校の方が適切に対応していると言っている。認知数の多い学校の方が熱心にやっているというのは関係ないか。</p> <p>事務局：一般論だが、担任との関係で、言い易いということもあるだろうし、そうでないところもあると思う。また、言い易いがために、子供の認識で、いじめられたのではないかなと思った、ちょっと嫌なことがあったなどいろいろなことを書くこともある。しかし、定義に照らし合わせると違うのではないかという内容もあるだろう。そのように、よく聞き取ったら違うなど、特に低学年は非常に判断が難しいのではないか。訴えに対して、子供がしっかりと覚えているわけではないので、関係性がいいがために多いということも一概には言えないだろう。ただ、些細なことを伝えることのできる関係は非常に重要であるので、そのような意味では、認知が増えることはよいことではないが、訴えが多くて</p>
-------	--

も相談が成り立つ問題が小さいうちに解決に結び付けることは大切なことだと考える。いじめと認知するかどうかはケース・バイ・ケースになると思うので、一概には言えないが、アンケートに出てきた件数はもっと膨大にあるので、それに対して一つ一つ各学校が丁寧に対応していることは事実である。

委員：いじめと認知するかどうかということに関わると思うが、子供同士の冷やかしかからかいというだけに、ではなく、そこに保護者や先生、大人の嘲笑やからかいが入って厄介になるという相談がとても多い。その方が子供はすごく苦しいだろうと思うが、今回のアンケートは生徒のみのいじめだけが取り扱われているのか。それとも大人が絡んでいても数として上がるのか。

事務局：いじめの定義は子供同士が主であるため、大人が絡んで子供同士の関係が悪化した場合を含めると、それも認知数に入る。ただ、教員と生徒だけの関係である場合は不適切な指導になるため、いじめとは認知しない。

委員：では、先生が嘲笑やからかいを言って、周りの生徒がはやし立てた場合も、周りの子が僕をいじめたと表現するのは難しい。馬鹿にされたことがきっかけで、みんなも同じようなあだ名を付けたりしたときは丸ごとそこまでほかの子が介在したらいじめとされるということか。

事務局：ほかの子が嘲笑しているのだから、いじめになるだろう。その一因が教員であるとしたら、教員への指導が必要であるから、子供だけを指導して解決というわけではない。教員も適切な対応をしたり謝罪したりということが必要になるだろう。教員と生徒だけの関係ではいじめは成立しない。それは不適切な指導である。いじめに関しては、子供同士のものと捉えていただきたい。

委員長：国の調査では、埼玉県のいじめの認知件数は、全国的に非常に下位に位置している。そのような中で今回、7校のうち3校のみが認知し、4校は認知していないという状況であるが、自分の経験では、アンケートを行うと3分の1くらいの子供から何らかの形で不安や問題点が書かれる。すると、その200数十件すべてに対応していくわけである。そしてその後、学校として、いじめとして認知したものについてのみ報告する。だから、学校ですべて対応が済んでしまえば報告されてこないということになる。すると教育委員会は、分からない。報告されないものは校長の責任で対応することになるが、そこで怖いのは、後で実は、という話が出てきたときである。聞いていなかった問題が出てきたとき、大変なことになる。横浜の件は、県に何度もアプローチしていたと報道されているが、そうであれば学校としては逃げ場があるが、もし報告がなかった場合、学校の責任で処理をしてしまったが、後から重大事態だという状況が分かった場合は大変なことになる。このような場合は、教育委員会は知る由がな

い。信用するしかない。インフォーマルの形でやり取りをしているのだと思うが、そこで上がってくれば報告するように指導ができる。そのような中で数値が出てくるといような捉えでよろしいかというところが質問である。

事務局：その通りである。ただ、これから注意しなければならないのは、委員長の話のように、学校がいじめと認知していなくても、後々そのような恐れのあるケースも当然想定する必要があるということである。目の前に子供を抱えている教員の判断基準が不統一な部分もあるので、資料にあるいじめの内容を示しながら、このようなことはいじめとして認知されているということを伝えながら、解決済みのものも報告することになっているので、啓発という意味も込めて、こちらの数値を示すときに参考で15件ありましたと、他校ではそういう恐れはどうでしょうかということは投げかけていかななくてはならない。また、生徒指導担当者の定例会もあるので、指導主事から指導している。いじめの認知件数は報告する時代である。隠す必要は全くない。解決済みのものも含め、多いからいけないということではないのだから、見逃しがないか確認をしていく。

事務局：いじめ防止対策推進法は、いじめという概念を幅広く捉えていこうとしている。文部科学省も、社会通念上のいじめと、法の定義するいじめにはギャップがあるとしている。世間ではいじめと捉えないことでもいじめという定義の中で捉えいくように言っている。委員長の発言のとおり、都道府県によっていじめの認知件数に幅があるというように、市町でも若干の差があり、各学校でも差がある。その点をできるだけ同じように捉えることができるように、昨日の生徒指導担当者の定例会でも改めて指導をしたところである。今後、認知という捉えが変わっていくことを期待している。

委員長：隠ぺいが許されない世の中になっている。学校自体の意識を変えないと認知件数は上がらない。認知件数が多いことは、恥ずかしいことでも指導力がないと認定されていることでもないのだから、報告した上で対応していくことが大切である。そこで考えられるのが、対応するにあたって学校が大変な労力が必要になってしまい、通常の教育活動ができない状況が生まれてくる可能性があるから、なるべく出さないということもあるのかという気はする。サポート体制を考えていかなければ認知件数は上がらないだろうという気もする。ひとつ教えていただきたいが、小学校の1学期2件が2学期15件に激増したというのは、教育委員会として考える上で何かあるか。

事務局：実際にいじめがあったということもあるだろうが、この学校においては報告の件数が多かったため、認知に対する意識がよい方向に、つまり、法の定義する方向に向かってきているのではないかと捉えている。

委員長：これが普通ではないか。もっと多くてもよい気がする。後で、例えば書類の作成や、会議をもって対応など、後で処理しなければならない様々な付帯条件が加わってしまうから、できれば報告を控えたいという気持ちになるのだろうと思う。その辺りを解決しない限りは件数が増えるのは難しいような気がする。だから、自治体によって大きな差が出てしまう。

委員：多ければよいというわけではなく、本当は少ない方がよい。いじめを訴え易くすることは、逆に子供たちの生活の中で、これはしてはいけない、こういうことはしてはいけないというように、行きすぎて大変なことになってしまったら遅いのだが、社会で生きていく中で学んでいくことを全部摘んでしまう可能性も出てくる。自然の中で学んでいくのが本来であって、教師や委員会、国がそのようなことに介入するのは、非常に限定的な方が、本当は子供たちにはいいのだろうという考えも他方ではあるとは思う。萎縮しないような形で、バランスを取るの是非常に難しいとは思いますが、これから調整できるのであれば、一番いいのだろうという感想はもっている。

委員長：その通りだと思う。何でもさわらぬ神に祟りなしという状態では、力というのは備わっていない。転ばぬ先の杖、やりすぎてしまうと、育つものも育たない大人が育ち、そしてさらに次の世代の子供もより過敏になる世の中ができてしまう恐れも無きにしもあらずという気もする。やはり、小6、中1に多い。非常に微妙な12～13歳の判断力なり感情的な処理が難しい年齢なのだという気がする。

#### (2) 緊急対応マニュアルの策定

- ・ 事務局がマニュアルの策定について説明した後、事務局（案）を基に、委員が策定作業を行った。

#### (3) その他

委員長：全体を通して意見があれば伺いたい。

- ・ 委員からの質疑・意見なし

#### (4) 平成28年度の予定

- ・ 事務局が資料を用いながら、次回の予定について確認した。

#### 4 閉会

以上